

# みのんだ だより 11月号 VOL. 153

医療法人方佑会 植木病院  
2024年11月1日発行

10th  
ANNIVERSARY  
SINCE 2014

## ワクチンの しくみ

ワクチン接種した日に  
お酒飲んでもええんかな？

薬剤部  
黒田麻里  
Mari KURODA



植木病院ホームページ  
<https://www.uekihospital.or.jp/>



私たちの身体には、一度体内に入ったことのある病原体やウイルスが、また何らかの原因で体内に入ったとしても、病気になるようにすることができる仕組みが備わっています。この仕組みのことを免疫と言います。

この免疫は、体内に入ってきたことがある病原体やウイルスのことをしっかりと覚えており、次に入ってきた時、病気にかからないようにするため、病原体やウイルスをやっつける準備をします。免疫がなかったら、病原体やウイルスをやっつけるための準備ができておらず、逆に病原体やウイルスにやっつけられてしまい、病気にかかってしまいます。ここ数年、猛威をふるった新型コロナウイルス感染症があれほどまでに蔓延したのは、これまで人類がコロナウイルスというものに感染したことがなく、免疫がなかったことから多くの人が感染してしまい、発症したからです。

この免疫という仕組みを利用して病気の発症を防いでいるのがワクチンです。ワクチンには、病原体の毒性や病気になる性質を弱めたものや感染力をなくしたものの、病原体のタンパク質を使ったもの、病原体のタンパク質をつくるもとになる遺伝情報をもとに作られたもの<sup>\*1</sup>などがあります。人間には自己免疫機能というものが備わっており、弱毒化された病原体やウイルスで病気になることはなく、予防接種で体内に入れることで、その病気に対する免疫を作ることができます。

しかし、ワクチンを接種する時に健康でなければ、自己免疫機能は低下してしまいます。弱毒化した病原体やウイルスにすらやっつけられてしまい、発熱などの副反応が強く出てしまうことになります。ですのでワクチンを接種する前には必ず問診を行い、体温を計測し、健康な状態であるかどうかを確認するのです。

病気にかからないよう予防するために、予防接種を受けて免疫をつけましょう。

【引用】※1 ワクチンの種類 正しく知るワクチンのこと Vol.2/住友ファーマ株式会社ホームページ

### ワクチンに関するご質問にお答えします。

- Q** ワクチン接種後に入浴してもいいですか？  
**A** 昔のお風呂といえば公衆浴場で多くの人利用していました。昔のことですので不衛生であったこともあり、また湯冷めして体調が悪くなったりと、感染リスクも大きかったので入浴禁止とされていたようですが、現在のガイドラインでは入浴は可能とされています。ただ、身体を洗う時に接種箇所を強くこすったりするのはお止めください。
- Q** ワクチン接種後に運動してもいいですか？  
**A** 激しい運動は控えてください。激しい運動をすると身体が疲れます。疲れると免疫力が低下する可能性が高くなってしまい、副反応が強くなるかもしれません。疲れない程度、息があがらない程度の軽い運動なら行ってもよいでしょう。
- Q** ワクチン接種後にお酒を飲んでいいですか？  
**A** 少量の飲酒は問題ありませんが、過度な飲酒は免疫力を低下させる可能性があります。ワクチン接種の前日も同様です。飲み過ぎはいけません。お酒はほどほどに。

### インフルエンザワクチン接種について

インフルエンザ予防接種のご予約を受付中！  
詳細につきましてはお電話で、もしくは、直接医事課受付窓口までおたずねください。

【接種期間】  
10月1日(火)から12月28日(土) 日祝を除く、  
月曜日から土曜日の午前診、および月、火、木、金曜日の夜診

【費用】  
■1回目 3,850円(税込)  
■2回目 2,750円(税込) ※2回目の料金は、当院で初回接種された方のみ適用

■65歳以上の堺市在住 1,500円(税込)  
※接種日において満65歳以上の方  
※接種日において満60歳から65歳未満のうち、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その障害が身体障がい者手帳1級程度の方



### 新型コロナウイルスワクチン接種について

コロナワクチン接種のご予約を受付中！  
詳細につきましてはお電話で、もしくは、直接医事課受付窓口までおたずねください。

【接種期間】  
10月1日(火)から12月28日(土) 日祝を除く  
月曜日から土曜日の午前診

【費用】  
■65歳以上の堺市在住 3,200円(税込)  
※接種日において満65歳以上の方  
※接種日において満60歳から65歳未満のうち、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その障害が身体障がい者手帳1級程度の方  
■中学生以上の一般の方 15,000円(税込)

